

桂川町農業委員会第7回総会議事録

1 開催日時 令和6年10月9日（水） 午後1時30分～

2 開催場所 桂川町役場 3階 301会議室

3 出席委員 10名

正議長	藤 春 郁 夫	5	藤 川 房 信	最適化推進委員	
副議長	原 中 輝 司			1 1	久 保 正 隆
1	池 部 稔	7	山 邊 俊 明	1 2	金 田 幸 久
2	野上伸太郎	8	神 崎 宏 昭	1 3	平 塚 重 義
3	竹 本 貞 男			1 4	樋 口 重 徳
4	林 英 明	1 0	原 中 壽		

4 欠席委員 2名

5 議事日程

議事録署名委員の指名

1. 議 案 第23号 農地法第5条の規定による許可申請について
2. 議 案 第24号 桂川町農用地利用集積計画の決定について
3. 議 案 第25号 桂川町農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
4. 議 案 第26号 遊休農地の判定について
5. 報告事項 第 3号 農地法第18条第6項の規定による届出について
6. 報告事項 第 4号 農地改良行為届について
7. そ の 他

6 農業委員会事務局職員

事務局長	横山 龍一
係 長	藤木 秀臣
書 記	原田 海世

7 会議の概要

事務局	ご起立お願いします。 只今より令和6年度第7回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください、一同、礼。御着席ください。 以降、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、藤春会長に執り行っていただきます。よろしくお願いします。 (会長あいさつ)
議長	只今より令和6年度第7回桂川町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中10名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。6番 高嶋征敏委員 9番 中嶋和幸委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。 それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。
会場	(全員賛成)
議長	それでは議事録署名委員を2番 野上伸太郎 4番 林英明委員にお願いします。なお、会議書記には農業委員会事務局の原田氏を指名いたします。 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について議案に供します。事務局より説明をお願いします。地区担当の久保委員より説明をお願いします。
久保委員	今回の申請地につきましては、10月4日に農業委員会事務局の原田氏立ち合いのもと現地確認を行いました。申請者の〇〇が宅地分譲造成を行うため、農地の転用申請が出されております。すでに地元の水利関係者との協議も行われ同意も得られておりますので、特に問題はないものと考えております。皆さんの審議の程、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。続きまして事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案書に基づき説明】
議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。質問、ご意見等はございますか。

林 委 員	中の道路はあるようですが、進入路は狭いのではないですか。開発では通ったのですか。
事 務 局	これから開発の申請を行う形になります。
林 委 員	申請が通ってからになるのですか。
事 務 局	面積の関係で県の許可による開発となりますので、町の開発の審査、協議会を経過した後、県の方でさらに内容の審査を行う事となっています。県が許可をすることになっています。
林 委 員	ここは、小学校の通学路にもなっていますので、心配しています。
事 務 局	林委員が言われるように、進入路が一カ所だけです。ここは通学路に指定されており、歩道が設置されているような道路ではありません。造成が進めば車の出入りが多くなる事が懸念されますので、開発協議の際に建設事業課には充分協議したうえで、安全対策は確保をするよう、譲受人には伝えていこうと思います。
林 委 員	安全対策といっても道が広くないと安全対策にはならないのでは。
事 務 局	現地の場所の都合上、他に道路に接している所が無いような土地になりますので、この箇所しか道路に接していない関係上、いまのところ出入りがここしかないと言明は受けております。
林 委 員	今 見た所からだけですよね。あそこからだけしか入れない。町の方で精査してください。
事 務 局	分かりました。
議 長	3 0 0 0 m ² 以上の案件になると県の許可申請が必要です。基本的には町の許可相当という意見がないと審査にかけられません。農業委員会で審査して県へ申請します。
林 委 員	こどもの通学に影響があることは伝えてください。
事 務 局	分かりました。あとは建設事業課と十分協議しながら進めていきます。

議	長	他には何かありませんか。 それでは採決いたします。議案第 2 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議	長	全員賛成ですので、議案第 2 3 号は原案のとおり決定しました。 つづきまして、議案第 2 4 号 桂川町農用地利用集積計画の決定について議案に供します。関連がありますので報告事項第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出についても併せてより説明をお願いします。
事 務 局		【議案書に基づき説明】
議	長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。質問、ご意見等はございますか。
議	長	よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第 2 4 号 桂川町農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議	長	全員賛成ですので、議案第 2 4 号は原案のとおり決定しました。 先ほどの合意解約の件で何かありますか。報告事項ですので採決は必要ありません。
議	長	報告事項はよろしいですね。 それでは議案第 2 5 号桂川町農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について議案に供します。事務局より説明をお願いします。
事 務 局		【議案書に基づき説明】
議	長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。質問、ご意見等はございますか。
議	長	よろしいですか。

それでは採決いたします。議案第２５号 桂川町農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成多数）

議長 賛成多数ですので、議案第２５号 桂川町農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について原案のとおり決定しました。

つづきまして、議案第２６号遊休農地の判定について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。質問、ご意見等はありませんか。

議長 それでは採決いたします。議案第２６号遊休農地の判定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員賛成）

議長 全員賛成ですので、議案第２６号遊休農地の判定については原案のとおり決定しました。

続きまして、報告事項第４号 農地改良行為届について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。質問、ご意見等はありませんか。

議長 報告事項４号 農地改良行為届についてはこれで終了いたします。その他事項の説明をお願いします。

その他事項

- ◆ 現況証明願いについて
- ◆ 米の販売促進活動について
- ◆ その他

次回の総会は11月8日金曜日に行います。以上を持ちまして桂川町農業委員会第7回総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証明するため署名する。

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____